

身体拘束廃止に関する指針（推進規程）

社会福祉法人 炉暖会

1、身体拘束廃止に関する考え方

身体拘束は利用者の生活の自由を制限し尊厳ある生活を阻むもので、短時間でも大きな苦痛、著しい被害を与える。当法人は（法人内のすべての事業において同様）利用者の尊厳と主体性を尊重し、身体拘束を安易に正当化することなく職員一人ひとりが身体的・精神的弊害を理解し、身体拘束廃止に向けた意識をもち、身体拘束をしないケアの実践に努めます

- 。
- (1) 介護保険指定基準に規定する身体拘束禁止の規定
サービス提供にあたっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他の利用者の行動を制限する行為を禁止する。
 - (2) 緊急やむを得ない場合の例外三原則
利用者個々の心身の状況を勘案し、疾病・障がいを理解したうえで、身体拘束を行なわない介護を提供することが原則である。しかしながら、以下の3つの要素のすべてを満たす状態にある場合は、必要最低限の身体拘束を行なうことがある。

切迫性	利用者本人又は他の利用者等の生命又は身体が危機にさらされる可能性が著しく高いこと
非代替性	身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替法がないこと
一時性	身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること

2、身体拘束廃止に関する基本方針

- (1) 身体拘束の原則廃止
当法人においては、原則として利用者に対する身体拘束及びその他の行動制限を禁止する。
- (2) やむを得ず身体拘束を行なう場合
本人又は他の利用者の生命又は身体を保護するための措置として、緊急やむを得ず身体拘束を行なう場合は、身体拘束廃止委員会を中心に十分な検討と観察を行い、身体拘束による心身の損害よりも、拘束をしないリスクの方が高い場合で、切迫性・非代替性・一時性の3要素のすべてを満たした場合のみ、本人・家族への説明と同意を得て行う。（様式1）
また、身体拘束を行なった場合には、その状況について経過を記録し、できるだけ早期に拘束を解除するよう努める。（様式2）
- (3) 日常の介護における留意事項

身体拘束を行う必要性を生じさせないために、日常的に以下の事に取り組む。

- ① 利用者主体の行動・尊厳ある生活になるよう援助する。
- ② ことばや応対等で、利用者の精神的な自由を妨げない。
- ③ 利用者の思いを汲みとり、利用者の意向に沿ったサービスを提供し、多職種協働で個々に応じた丁寧な対応に努める。
- ④ 利用者の安全を確保を確保する観点から、利用者の自由（身体的・精神的）を安易に妨げない。やむを得ず安全確保を優先する場合は、身体拘束廃止委員会において検討する。
- ⑤ 「やむを得ない」と拘束に準ずる行為を行っていないか常に振り返りながら、利用者に主体的な生活をしていただけるよう努める。

3、身体拘束廃止に関する体制

当法人は身体拘束廃止に向けて、身体拘束廃止委員会を設置する。

(1) 目的

- ① 身体拘束廃止に向けての現状把握及び改善
- ② 身体拘束を実施せざるを得ない場合の検討及び手続
- ③ 身体拘束を実施した場合の解除の検討
- ④ 身体拘束廃止に関する職員全体への啓発・指導

(2) 身体拘束廃止委員会の構成員

施設長を責任者とし下記の委員で構成する。

- ① 施設長
- ② 医師
- ③ 事務長
- ④ 看護職員
- ⑤ 介護職員
- ⑥ 相談員
- ⑦ 介護支援専門員
- ⑧ 栄養士
- ⑨ その他委員会の設置に照らし必要と認められる者

(3) 身体拘束廃止委員会の開催

- ① 奇数月の第3木曜（法人経営会議内にて実施）
- ② その他、必要時随時開催

4、やむを得ず身体拘束を行なう場合の対応

本人又は利用者の生命又は身体を保護する為の措置として緊急やむを得ず身体拘束を行う場合には、

以下の手順位によって実施する。

(1) カンファレンスの実施

緊急やむを得ない状況になった場合、身体拘束廃止委員会を中心として、各関係部署の代表が集まり、拘束による利用者の心身の損害や拘束をしない場合のリスクについて検討し、身体拘束を行う事を選択する前に、切迫性・非代替性・一時性の3要素のすべてを満たしているか検討・確認する。

(2) 利用者本人・家族に対する説明

身体拘束の内容・目的・理由・拘束時間・時間帯・期間・場所・改善に向けた取り組み方法を詳細に説明し、十分な理解が得られるよう努める。

また、身体拘束の同意期限を越え、なお拘束を必要とする場合については、事前に契約者・家族等に対し、身体拘束の内容と今後の方向性、利用者の状態などを説明し、同意を得たうえで実施する。(様式1)

(3) 記録と再検討

法律上、身体拘束に関する記録は義務付けられており、専用の様式(様式2)を用いてその様子・心身の状況・やむを得なかった理由などを記録する。記録は2年間保存し、行政担当部局の指導が行われる際に提示できるようにする。

(4) 拘束の解除

(3)に規定する記録と再検討の結果、身体拘束を継続する必要性がなくなった場合は、速やかに身体拘束を解除する。その場合には契約者・家族に報告する。

【介護保険指定基準に規定する身体拘束禁止の対象となる具体的な行為】

- ・徘徊しないように、車椅子やイス・ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る行為
- ・転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る
- ・自分で降りられないように、ベッド柵(サイドレール)で囲む
- ・点滴、経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る
- ・点滴、経管栄養等のチューブをぬかないように、または皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける
- ・車椅子・イスからずり落ちたり、立ち上がったりにしないように、Y字型拘束帯や腰ベルト、車椅子テーブルをつける
- ・立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるようなイスを使用する
- ・脱衣やおむつはずしを制限するために、介護衣(つなぎ服)を着せる
- ・他人への迷惑行為を防ぐ為に、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る
- ・行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる
- ・自分の意思で開ける事のできない居室棟へ隔離する

5、身体拘束廃止に関する各職種役割

身体拘束廃止のためにチームケアを行う上で、各職種がその専門性に基づいて適切な役割を果たす

こととしている。

(1) 職種ごとの役割り

施設長	<ul style="list-style-type: none">・ 身体拘束廃止委員会の総括管理・ 現場における諸課題の総括責任
医師	<ul style="list-style-type: none">・ 医療行為への対応・ 看護職員との連携
看護職員	<ul style="list-style-type: none">・ 医師との連携・ 施設における医療行為の範囲の整備・ 重度化する利用者の状態観察・ 記録の整備
各委員共同で（チームで）行う。（施設長、介護部長、事務長、看護師、各科長、各主任、生活相談員、介護支援専門員）	<ul style="list-style-type: none">・ 身体拘束廃止に向けた職員教育・ 医療機関、家族との連絡調整・ 家族の意向に添ったケアの確立・ 施設のハード・ソフト面の改善・ チームケアの確立・ 記録の整備
栄養士	<ul style="list-style-type: none">・ 経鼻・経管栄養から経口への取り組みとマネジメント・ 利用者の状態に応じた食事の工夫
介護職員	<ul style="list-style-type: none">・ 拘束がもたらす弊害を正確に認識する・ 利用者の尊厳を理解する・ 利用者の疾病、障がい等による行動特性の理解・ 利用者個々の心身の状態を把握し基本的ケアに努める・ 利用者とのコミュニケーションを充分にとる・ 記録の整備

6、身体拘束廃止及び改善に関する職員教育・研修

介護に係るすべての職員に対して、身体拘束廃止と人権を尊重した介護及び看護の励行を図り職員教育を行う。

(1) 職員教育の内容

- ① 定期的な教育・研修の実施・特別養護老人ホーム、短期入所生活介護 年2回
・ 通所介護、居宅介護、地域包括支援センター 年1回
- ② 新入職職員に対する身体拘束廃止・改善のための研修の実施
- ③ その他必要な教育・研修の実施

7、利用者等に対する当法人の指針の閲覧

この指針は求めに応じていつでも事業所内に手閲覧できるようにすると共に、ホームページにも公表し、いつでも利用者等が自由に閲覧できるようにする。

附 則

この規程は平成 18 年 10 月 1 日より施行する。

この規程は平成 30 年 4 月 6 日より施行する。

この規程は令和 4 年 4 月 1 日より施行する。

この規程は令和 5 年 4 月 1 日より施行する。

この規程は令和 6 年 4 月 1 日より施行する。

この規程は令和 7 年 4 月 1 日より施行する。

緊急やむを得ない身体拘束に関する説明書

様

- 1、あなたの状態が下記のABCをすべて満たしているため、緊急やむを得ず、下記の方法と時間等において最小限度の身体拘束を行います。
- 2、ただし、解除することを目標に鋭意検討を行う事を約束いたします。

記

A	入所者（利用者）本人又は他の入所者（利用者）等の生命又は身体が危機にさらされる可能性が著しく高い
B	身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する看護・介護方法がない
C	身体拘束その他の行動制限が一時的である

個別の状況による拘束の必要な理由	
身体拘束の方法 【場所、行為、(部分、内容)】	
拘束の時間帯及び時間	
特記すべき心身の状況	
拘束開始及び介助の予定	令和 年 月 時から 令和 年 月 時まで

上記のとおり実施致します。

令和 年 月 日

社会福祉法人 炉暖会 理事長 後藤政美 印

記録者 印

【入所者（利用者）・家族の記入欄】

上記の説明を受け、確認致しました。	
令和 年 月 日	
氏名	印
(本人との続柄)	

緊急やむを得ない身体拘束に関する経過観察・再検討記録

様

月日・時間	日々の心身の状態等の観察・再検討結果	会議出席者名	記録者 サイン

「身体拘束ゼロ宣言」6つの基準 チェックリスト

No	項 目	チェックポイント	チェック
1	身体拘束廃止をトップが決意し、責任をもって取り組んでいる。	① 組織のトップである管理者等の責任者が「身体拘束廃止」を決意し、現場をバックアップしている。	
		② 事故やトラブルが生じた際に、トップが責任を引き受けることとしている。	
2	「身体拘束廃止委員会」等を設置し、よりよいケアの実現に向けた運営をしている。	① 事業所全体で身体拘束廃止に向けて現場をバックアップするため、管理者等をトップとした、医師、看護・介護職員、事務職員など事業所の全部門をカバーする「身体拘束廃止委員会」等の組織を設置している。	
		② 身体拘束廃止について「利用者中心」の考え方で、上記組織で定期的な話し合いをし、取組内容に関する自己評価を実施してい	
3	身体拘束廃止について、職種を超え担当メンバー全員（チーム）で話し合う等して、問題意識を共有している。	① 利用者の心身状態を定期的にあセスメントし、身体拘束を必要としない状態づくりや問題行動の原因除去等について、担当メンバー全員（チーム）でケアカンファレンスを行っている。	
		② 日々利用者の個人記録を作成し、申送りや介護サービス計画作成の際に活用している。	
4	利用者の家族に対して、身体拘束廃止について協力関係を築いている。	① 身体拘束廃止について理解と協力を得るために、利用者の家族との会合を定期的で開催している（若しくは往復書簡等により連絡を定期的に取り合っている。）。	
		② 身体拘束をしないことを原則とした介護サービス計画を作成するため、利用者の家族に対して計画づくりへの積極的な参加を促し、同意を得た上で計画を決定している。	
		③ 緊急やむを得ず行う場合には、「身体拘束に関する説明書・経過観察記録」等を作成し、当該記録に家族の同意を得るとともに、事業所と利用者の家族との間で情報を共有している。	
5	事故が発生しないための工夫をしている。	① 転倒や転落等の事故が起こりにくい環境づくりをしている（手すりの設置、ベッド高の工夫等）。	
		② 職員間で情報を共有し、問題が発生した場合の対応マニュアルや再発防止の工夫をしている。	
6	最新の知識と技術を職員が学ぶ機会を設け、積極的に取り入れている。	① 外部研修会や先進施設の見学会等に年1人以上の職員を参加させている。	
		② 上記の内容等を内部研修会等で他の職員へ報告し、実行可能なものから実践している。	

*このチェックリストは、現状把握のため活用いただくものですので、県への提出は不要です。

身体的拘束等の適正化チェックシート

項目	内容	チェック
1 身体拘束0宣言	宣言をしている	
2 身体的拘束等を行う場合の記録	3原則【切迫性】【非代替性】【一時性】を満たしている	
	家族へ説明し、同意を得ている	
	身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録がある	
	廃止に向けた再検討の実施がされている	
3 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会の設置	3月に1回以上開催している	
	結果について、従業員に周知徹底を図っている	
	メンバーは幅広い職種で構成している（例：管理者、事務長、医師(精神科専門医等)、看護職員、介護職員、生活相談員等） ※第三者や専門家を活用することが望ましい	
	構成メンバーの責務及び役割分担を明確にしている（責任者はケア全般の責任者であることが望ましい）	
	専任の担当者を決めている(※虐待防止に係る担当者と同一が望ましい)	
	他の委員会と独立して設置・運営している （事故防止委員会及び感染症対策委員会については、一体的に設置・運営することも可） （地域密着型サービスは運営推進会議と一体的に設置・運営することも可）	
4 身体的拘束等の適正化のための指針の整備	指針が整備されている	
	指針に盛り込むべき項目	
	施設における身体的拘束等の適正化に関する基本的考え方	
	身体的拘束適正化検討委員会その他施設内の組織に関する事項	
	身体的拘束等の適正化のための職員研修に関する基本方針	
	施設内で発生した身体的拘束等の報告方法等のための方策に関する基本方針	
	身体的拘束等発生時の対応に関する基本方針	
	入所（居）者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針	
その他身体的拘束等の適正化の推進のために必要な基本方針		
5 身体的拘束等の適正化のための従業者に対する研修の実施	指針に基づいた研修プログラムを作成している	
	年2回以上実施（予定）している	
	新規採用時に実施している	
	実施内容の記録がある	

②身体的拘束等の適正化の推進

★ 対象サービス…(介護予防)短期入所生活介護、(介護予防)短期入所療養介護、(介護予防)特定施設入居者生活介護、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、(介護予防)認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、(介護予防)小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護

※令和7年度から義務化…短期入所系サービス、多機能系サービス

※居宅介護支援、訪問・通所系サービス、(介護予防)福祉用具貸与、(介護予防)特定福祉用具販売は、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこととし、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録することが義務付けられました。

介護保険指定基準上、介護老人福祉施設等における身体的拘束等は**原則禁止**されており、「当該入所者(利用者)又は他の入所者(利用者)等の**生命又は身体を保護するための緊急やむを得ない場合**」にのみ、身体的拘束等が認められています。

<緊急やむを得ない場合の対応>

1 以下の3つの要件を全て満たすことが必要

- 【**切迫性**】入所者(利用者)本人又は他の入所者(利用者)等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと
- 【**非代替性**】身体的拘束その他の行動制限を行う以外に代替する介護方法がないこと
- 【**一時性**】身体的拘束その他の行動制限が一時的なものであること

2 慎重な手続に沿って行うこと

- (1) 担当のスタッフなど、限られた関係者で必要性を検討するのではなく、「身体的拘束廃止委員会」など**施設全体としての組織的判断**を行う。
- (2) 利用者本人や家族に対して、身体的拘束等の内容・目的・理由・拘束の時間・時間帯・期間等をできる限り**詳細に説明し、十分な理解を得る**よう努める。
- (3) 「緊急やむを得ない場合」に該当するかどうかを**常に観察、再検討**し、要件に該当しなくなった場合は直ちに解除する。

3 身体的拘束等に関する記録をすること

- (1) 身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を記録する。
- (2) 日々の心身の状態等の観察、拘束の必要性や方法に係る再検討を行うごとに逐次記録し、施設全体、家族等関係者の間で直近の情報を共有する。

平成30年4月の制度改正・報酬改定では、**拘束の有無にかかわらず**「身体的拘束等の適

正化を図ることを目的とした委員会の開催」、「指針の整備」、「研修の実施」等の実施が、一部のサービスで義務化されました。実施していない事実が生じた場合、入所者（入居者）全員について、所定単位数から減算されることとなります。体制の不備等により指摘を受ける事業所が見受けられますので、適切な実施をお願いします。

なお、身体的拘束等の適正化を図るため、委員会等の措置を講じる必要のあるサービスにつきましては、42 ページのチェックシートをご活用ください。

令和6年4月1日から義務化された事項は以下のとおりとなります。

ア 短期入所系サービス、多機能系サービス

(ア) 概要

身体的拘束等の更なる適正化を図る観点から、次の措置を講じる必要があります。

(イ) 要件

- a 身体的拘束等を行う場合、その態様、時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。
- b 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他従業者に周知徹底を図ること。
- c 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- d 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を年に2回以上実施すること。

(ウ) 減算

身体拘束廃止未実施減算

上記 a～d の要件がどれか1つでも欠けると減算が適用されます。

- ・減算単位：所定単位数の100分の1相当（利用者全員について対象）
- ・減算期間：事実が生じた月の翌月～改善が認められた月まで
- ・減算の場合の対応：速やかに改善計画を提出した後、事実が生じた月から3月後に改善計画に基づく改善状況を指定権者に報告する。

経過措置により、R7.3.31までの間、減算は適用されません。

イ 居宅介護支援、訪問・通所系サービス、福祉用具貸与、特定福祉用具販売

概要：やむを得ない場合を除き身体的拘束等を行ってはならないこととし、身体的拘束等を行う場合には、その態様、時間、その際の入所者の心身の状況、緊急やむを得ない理由を記録する必要があります。（令和6年4月1日より適用）

減算：適用なし

(参考) 根拠法令等 ※認知症対応型共同生活介護の場合

H18 厚労令 34（指定認知症対応型共同生活介護の取扱方針）

第97条 1～4（略）

5 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、指定認知症対応型共同生活介護の提供に

当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

- 6 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、前項の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。
- 7 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。
 - 一 **身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする）を3月に1回以上開催**するとともに、その結果について、介護従業者その他の従業者に周知徹底を図ること。
 - 二 **身体的拘束等の適正化のための指針**を整備すること。
 - 三 介護従業者その他の従業者に対し、**身体的拘束等の適正化のための研修を定期的**に実施すること。
- 8 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、自らその提供する指定認知症対応型共同生活介護の質の評価を行うとともに、定期的に次に掲げるいずれかの評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。
 - 一 外部の者による評価
 - 二 第百八条において準用する第三十四条第一項に規定する運営推進会議における評価

<解釈>

身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（第7項第1号）

「身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会」（以下「身体的拘束適正化検討委員会」という。）とは、身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会であり、委員会の構成メンバーは、事業所の管理者及び従業者より構成する場合のほか、これらの職員に加えて、第三者や専門家を活用した構成とすることが望ましく、その方策として、精神科専門医等の専門医の活用等も考えられる。また、関係する職種、取り扱う事項等が相互に関係が深いと認められる他の会議体を設置している場合、これと一体的に設置・運営することとして差し支えない。

また、身体的拘束適正化検討委員会はテレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。この際、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。

指定認知症対応型共同生活介護事業者が、報告、改善のための方策を定め、周知徹底する目的は、身体的拘束等の適正化について、事業所全体で情報共有し、今後の再発防止につなげるためのものであり、決して従業者の懲罰を目的としたものではないことに留意することが必要である。

具体的には、次のようなことを想定している。

- イ 身体的拘束等について報告するための様式を整備すること。
- ロ 介護従業者その他の従業者は、身体的拘束等の発生ごとにその状況、背景等を記録するとともに、イの様式に従い、身体的拘束等について報告すること。
- ハ 身体的拘束適正化検討委員会において、ロにより報告された事例を集計し、分析すること。
- ニ 事例の分析に当たっては、身体的拘束等の発生時の状況等を分析し、身体的拘束等の発生原因、結果等を取りまとめ、当該事例の適正性と適正化策を検討すること。
- ホ 報告された事例及び分析結果を従業者に周知徹底すること。
- ヘ 適正化策を講じた後に、その効果について評価すること。

身体的拘束等の適正化のための指針（第7項第2号）

指定認知症対応型共同生活介護事業者が整備する「身体的拘束等の適正化のための指針」には、次のような項目を盛り込むこととする。

- イ 事業所における身体的拘束等の適正化に関する基本的考え方
- ロ 身体的拘束適正化検討委員会その他事業所内の組織に関する事項
- ハ 身体的拘束等の適正化のための職員研修に関する基本方針
- ニ 事業所内で発生した身体的拘束等の報告方法等のための方策に関する基本方針
- ホ 身体的拘束等発生時の対応に関する基本方針
- ヘ 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針
- ト その他身体的拘束等の適正化の推進のために必要な基本方針

身体的拘束等の適正化のための従業者に対する研修（第7項第3号）

介護従業者その他の従業者に対する身体的拘束等の適正化のための研修の内容としては、身体的拘束等の適正化の基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するとともに、当該指定認知症対応型共同生活介護事業者における指針に基づき、適正化の徹底を行うものとする。

職員教育を組織的に徹底させていくためには、当該指定認知症対応型共同生活介護事業者が指針に基づいた研修プログラムを作成し、定期的な教育（年2回以上）を開催するとともに、新規採用時には必ず身体的拘束等の適正化の研修を実施することが重要である。

H18厚労告126 別表5

注2 イについて、別に厚生労働大臣が定める基準（指定地域密着型サービス基準第97条第6項及び第7項に規定する基準に適合していること）を満たさない場合は、身体的拘束廃止未実施減算として、所定単位数の100分の10に相当する単位数を所定単位数

から減算する。

H18 老計発第 0331005 号・老振発第 0331005 号・老老発第 0331018 号 第 2 の 6 (2)

身体拘束廃止未実施減算について

身体拘束廃止未実施減算については、事業所において身体的拘束等が行われていた場合ではなく、指定地域密着型サービス基準第 97 条第 6 項の記録（同条第 5 項に規定する身体的拘束等を行う場合の記録）を行っていない場合及び同条第 7 項に規定する措置を講じていない場合に、利用者全員について所定単位数から減算することとなる。具体的には、記録を行っていない、身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を 3 月に 1 回以上開催していない、身体的拘束等の適正化のための指針を整備していない又は身体的拘束等の適正化のための定期的な研修を実施していない事実が生じた場合、速やかに改善計画を市町村長に提出した後、事実が生じた月から 3 月後に改善計画に基づく改善状況を市町村長に報告することとし、事実が生じた月の翌月から改善が認められた月までの間について、利用者全員について所定単位数から減算することとする。

<介護保険施設等における「身体拘束ゼロ宣言」について>

身体拘束廃止の推進に当たっては、身体拘束廃止の意識を強く持ち、取組を継続することが重要です。静岡県では、介護保険施設等に「身体拘束ゼロ宣言」を呼びかけています。

詳細については、下記の静岡県福祉指導課のホームページをご覧ください。

https://www.pref.shizuoka.jp/kenkofukushi/koreifukushi/fukushi_jigyoshashido/1002968/1023359.html

(静岡県健康福祉部福祉長寿局福祉指導課 電話：054-221-2531)

(参考)「身体拘束ゼロへの手引き」

https://www.pref.shizuoka.jp/kenkofukushi/koreifukushi/fukushi_jigyoshashido/1002968/1052129.html

(静岡県ホームページ)

身体拘束に関するアンケート調査結果の「2 結果の概要」の(3)に掲載されています。